（獣医療法施行規則の一部改正）

第三条　獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（広告制限の特例）	（広告制限の特例）
第二十四条　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第二十四条**　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　家畜伝染病予防法第二条の三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。	九　家畜伝染病予防法第六十二条の二第二項に規定する家畜の伝染性疾病の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。
十～十二　（略）	十～十二　（略）
2　（略）	2　（略）

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第四条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
第百六十二条　農林水産大臣の指定する生物学的製剤であって、家畜伝染病予防法第四十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の指示に基づき、都道府県知事が実施する同法第六条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による検査又は注射の用に供するものについては、農林水産大臣の指定する期間内に限り、法第四十三条第一項本文の規定は、適用しない。	**第百六十二条**　農林水産大臣の指定する生物学的製剤であって、家畜伝染病予防法第四十七条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の指示に基づき、都道府県知事が実施する同法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定による検査又は注射の用に供するものについては、農林水産大臣の指定する期間内に限り、法第四十三条第一項本文の規定は、適用しない。

（農業保険法施行規則の一部改正）

第五条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（廃用の範囲等）	（廃用の範囲等）
第四十九条　法第九十八条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。	**第四十九条**　法第九十八条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。	三　骨折、は行若しくは両眼失明又は牛白血病、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
四～七　（略）	四～七　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
（廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し）	（廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し）
第八十五条　令第二十条第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。	**第八十五条**　令第二十条第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。	二　当該廃用に係る家畜が牛白血病又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な過失がないこと。